国連制裁委員会による指定日：2009年６月18日
その他の情報：2008年11月20日以降ドイツにおいて投獄されている（2009年５月現在）。イスラミック・ジハード・ユニオン（ＩＪＵ）、別称イスラミック・ジハード・グループ（463. に指定された団体）の一員。

557. アリフ・カスマニ（別名：(a)ムハンマド・アリフ・カスマニ(b)ムハンマド・アリフ・カスマニ(c)モハンマド・アリフ・カスマニ(d)アリフ・ウマル(e)カスマニ・バーバ(f)メモン・バーバ(g)バーバ・ジィー）
ARIF QASMANI（a.k.a.：(a)Muhammad Arif Qasmani (b)Muhammad 'Arif Qasmani (c)Mohammad Arif Qasmani (d)Arif Umer (e)Qasmani Baba (f)Memon Baba (g)Baba Ji）
称号：不明
役職：不明
生年月日：1944年頃
出生地：パキスタン
国籍：パキスタン
旅券番号：不明
ＩＤ番号：不明
住所：House Number 136, KDA Scheme No.1, Tipu Sultan Road, Karachi, Pakistan
国連制裁委員会による指定日：2009年６月29日
その他の情報：ラシュカレ・タイバ（459. に指定された団体）及びアル・カーイダ（166. に指定された団体）と関係がある。2009年６月時点で拘留されている。

558. モハンメド・ヤフヤ・ムジャヒド（別名：モハンマド・ヤフヤ・アジーズ）
MOHAMMED YAHYA MUJAHID (a.k.a.：Mohammad Yahya Aziz)
称号：不明
役職：不明
生年月日：1961年３月12日
出生地：Lahore, Punjab Province, Pakistan
国籍：パキスタン
旅券番号：不明
ＩＤ番号：パキスタン国民ＩＤ番号35404―1577309―９
住所：不明
国連制裁委員会による指定日：2009年６月29日
その他の情報：ラシュカレ・タイバ（459. に指定された団体）と関係がある。2009年６月時点で拘留されている。

559. ファジーラトゥル・シャイク・アブ・モハンメド・アミーン・アルペシャワリ（別名：(a)シャイク・アミヌッラー(b)シェイク・アミヌッラー(c)アブ・モハンマド・アミヌッラー・ペシャワリ(d)アブ・モハンマド・アミン・ビシャウリー(e)アブ・モハンマド・シャイク・アミヌッラー・アルビシャウリー(f)シャイク・アブ・モハンメド・アミーン・アルペシャワリ(g)シャイク・アミヌッラー・アルペシャワリ）
FAZEEL-A-TUL SHAYKH ABU MOHAMMED AMEEN AL-PESHAWARI（a.k.a.：(a)Shaykh Aminullah (b)Sheik Aminullah (c)Abu Mohammad Aminullah Peshawari (d)Abu Mohammad Amin Bishawri (e)Abu Mohammad Shaykh Aminullah Al-Bishauri (f)Shaykh Abu Mohammed Ameen al-Peshawari (g)Shaykh Aminullah Al-Peshawari）
称号：不明
役職：不明
生年月日：(a)1967年頃(b)1961年頃(c)1973年頃
出生地：Konar Province, Afghanistan
国籍：不明
旅券番号：不明
ＩＤ番号：不明
住所：Ganj District, Peshawar, Pakistan
国連制裁委員会による指定日：2009年６月29日
その他の情報：アル・カーイダ（166. に指定された団体）と関係がある。2009年６月時点で拘留されている。

○外務省告示第三百七十四号

昭和四十八年三月三日にワシントンで作成された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」の附属書Ⅲは、同条約第十六条の規定に従い、次のように改正され、その改正は、平成二十一年五月二十二日に効力を生じた。

（平成二十一年四月二十二日付け条約事務局通告）

平成二十一年七月十七日

外務大臣　中曽根弘文

附属書Ⅲ

鳥綱（鳥類）キジ目キジ科から「アルボロフィラ・カンブベルリ（マレーシア）」、「クリチャミヤマテッケイ（マレーシア）」、「アカチャシャコ（マレーシア）」、「ウチワキジ（マレーシア）」、「コシアカキジ（マレーシア）」、「クマシャコ（マレーシア）」、「アカコクジャク（マレーシア）」、「リゾテラ・ドゥリテンスイス（マレーシア）」、「ハシナガシャコ（マレーシア）」及び「カンムリシャコ（マレーシア）」を削る。

○外務省告示第三百七十五号

平成二十一年七月六日にナイロビで、カプサベット上水道拡張計画のための贈与に関するケニア共和国政府との間の次の概要の書簡の交換がケニア共和国政府との間に行われた。

１　わが国による張計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

２　贈与の限度額　十九億五千六百万円

３　贈与の供与期限　平成二十六年十二月三十一日までに

４　署名者

日本側　岩谷滋雄在ケニア大使

ケニア側　ウフル・ケニヤッタ副首相兼財務大臣

平成二十一年七月十七日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第三百七十六号

平成二十一年七月六日にハノイで、第二次中南部海岸保全林植林計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

１　林植援助の目的及び内容　第二次中南部海岸保全林植林計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

２　贈与の限度額　四億八千七百万円

３　贈与の供与期限　平成二十八年十二月三十一日まで

４　署名者

日本側　村上開発・援助担当大臣

ベトナム側　グエン・タン・ズン農業農村開発大臣

平成二十一年七月十七日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第三百七十七号

平成二十一年四月二十三日にサンマリノ共和国政府は、昭和六十年三月二十二日のウィーンで作成された「オゾン層の保護のためのウィーン条約」に国際連合事務総長に寄託した。

マリノ共和国について、平成二十一年七月二十二日に効力を生ずる。

（平成二十一年四月二十三日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十一年七月十七日

外務大臣　中曽根弘文

○財務省告示第二百四十八号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項の規定に基づき、同法第二十一条第一項の規定に基づき、財務大臣が定める件（平成二十一年一月一日から適用する。）（昭和二十四年十二月大蔵省告示第九百七十号）の一部を次のように改正し、平成二十一年一月一日から適用する。

平成二十一年七月十七日

財務大臣　与謝野　馨

一　第一号を次のように改める。

一　基準外国為替相場　アメリカ合衆国通貨　当該月の前月中における公示平均相場の平均値とし、財務大臣が日本銀行が行う実勢相場の公示をする相場